

市民参加のしくみづくり検討委員会 第9回委員会 会議録

1 開会

2 議事

(1) 第7回会議録の確定について

(第7回会議録は、第三者が読んだ時に分かり易くなるように発言趣旨を変えず修正することを確認)

(2) 論点整理について

【委員長】 本日は の4の(7)、パブリックコメントから始める。事務局から資料の説明を。

【事務局】 資料No.1「マネジメントサイクルから見た情報提供と市民参加手法」については、計画・立案、実施、評価・見直しの各プロセスにこの市民参加のしくみづくりに当てはめて、具体的な手法を示した。市民側からの矢印は市民参加を、市民側に向かう矢印は行政側からの情報提供を表す。計画・立案段階への参加としては、本市の基本構想、基本計画の策定に当たったゆめおり市民会議への参加、市政世論調査での市民ニーズの把握などだ。これに対して行政側は計画を公表し、市民への情報提供を行った。実施段階は、委員会設置・運営、条例制定、条例施行の3段階に分けた。委員会設置・運営段階では委員会の立ち上げからこれまでの活動についての参加と情報提供を示した。委員会への委員としての出席、委員会の傍聴、フォーラムの参加などを参加として表示した。条例制定段階では、網かけ表示している部分がパブリックコメントの実施で、市民意見の聴取を参加として捉え、それに対する市からの回答を情報提供として表している。また、条例の周知のために今後説明会、出前講座、シンポジウムなどを市民向けに行う必要が出てくるという想定をしている。評価・見直し段階としては、評価委員としての参加、評価結果の公表などを表示した。

資料No.2「市民意見募集(パブリックコメント)の対象案件について」は、西東京、横須賀、三鷹3市の例の一覧表だ。西東京市は市民参加条例の中でパブコメについて定めている。横須賀市、三鷹市はパブコメについて単独条例を制定している。表は上下2段に分け、上段が市民意見募集の対象、下段が対象としないものだ。総合計画や施策ごとの基本方針、市民生活へ影響を与える条例、市民に義務を課す条例等については3市とも市民意見募集の対象としており、特に3市で特徴的なものは見られない。

【事務局】 2裏面に「横須賀市のパブリック・コメントの手続きの流れ」を参考で出した。パブコメの予告をした上で実施し、案の公表から意見の提出まで20日以上とることも含めて、条例中に定めている。

もう1つ補足だが、西東京市は市民参加条例の中に「市民意見提出手続制度」として設定しており、この対象全部にパブコメを義務づけているのではない。市民参加の対象項目としてこれらの項目を定め、パブコメも含めた複数の参加手法を条例の中で提示し、施策ごとに複数以上の市民参加手法を取り入れるという規定になっている。必ずパブコメをやらなければいけないという定め方ではない。横須賀市は自治体として初めて単独でパブコメを条例化した先進指定都市で、既に4年間の実績があり、現在最初の見直しをしている。

三鷹市は、三多摩地区で初の単独のパブコメ条例を今年4月に施行した。3市以外の自治体でも、実際に例えば審議会で出た答申のパブコメをやった事例があり、対象として考えられるので、項目として出した。

適用除外項目も、条文中に明確に定めているものをここに掲げた。但し、金銭徴収に関するものなどでも、石狩市では対象としており、備考欄に示した。2の補足は以上だ。

資料3について。住民投票制度を幾つかのタイプに分けて表にした。何型という言葉は一般的にこう言われていることが多いということで、固有名詞として定着しているわけではない。

まず、個別型だが、個別のテーマ毎に住民投票が必要と市長が判断するような事例があった場合に、その都度条例を制定して実施しているものだ。実施例では、平成8年8月に新潟県巻町で原子力発電所建設の是非を問う住民投票が行われたのが、自治体条例による住民投票の最初の例と言われている。その他、産廃施設建設の是非、米軍基地関係、最近では市町村合併の是非を直接住民に問う例が多くなっている。

常設型は、基本条例型と単独型に分けた。前者は市民参加条例や自治基本条例等参加や自治のあり方を定める条例中に住民投票制度が規定されているものだ。西東京市、狛江市、多摩市などの形がこれに該当する。後者には大和市の例がある。同市の場合は自治基本条例があり、そこに住民投票を規定し、それを受けて住民投票条例を単独で整備した。投票手続などを条例で定め、実施する場合に改めて条例制定を必要としないもので、最近岩国市で住民投票が行われたが、同市も常設の住民投票条例を持っていたので、すぐに住民投票ができた。この型は高浜市の住民投票制度条例が最初だと確認している。手続、住民投票の流れについてわかりやすく示した図が我孫子市のホームページにあったので、例として挙げさせてもらった。自治体により規定に細かい違いがあるが、最新の整備された条例などを見ると、住民投票を市民・議会・市長各々が発議できるものが主流だ。我孫子市の例では、市民からは、投票資格者である18歳以上の8分の1の署名で請求できるということになっている。大和市の場合は16歳以上で3分の1ということで、そういうクリアすべき条件が異なる、あるいは投票の有資格者が変わってくるということがある。議員についても我孫子市では4分の1以上、大和市の場合は12分の1以上となっている。住民投票についての説明は以上だ。

なお、資料1の補足だが、前回マネジメントサイクルに合わせてどのような情報提供、参加の仕方があるか、具体例がないイメージしにくいとの指摘を受け、市民参加のしくみづくりを例にとればどういう形になるか示した。事業の性格によりできることとできないことがあり、図では示しにくい点を口頭説明したい。前回、事業の全体像を事前に情報提供してほしいという意見があった。例えば駅ビル建設や幹線道路整備のような開発事業的なものは、構想段階で情報提供をすることによる弊害の方が大きくなる場合もある。情報を欲するのは市民ばかりでなく、事業に関わりたい業者等開発関係者から、業務に支障が出る程照会が殺到するケースもある。最近では、庁内組織で今後の地域サービスのあり方を考えるためのたたき台を検討し、報告書を公表した。市としては将来に向けて考えなければならないので、決定したのではなく、これから市民の皆様と一緒に本格的に検討するためのたたき台だ、ということで公表したのだが、市はこういう方針を決定したと受け止められた、一人歩きしてしまったというケースもある。事前の情報提供の難しさは日々

の仕事の中で感じており、また実際、それらは当然実施段階では変わっていくが、その変わったことに対しての責任を問うという展開になってしまうケースも多い。そういう難しさがあることは補足しておきたい。

もう1点、評価や見直しに対して情報提供したり参加をしたりということも、この市民参加の事例では具体的なものが出せなかったが、ソフト事業などで、イベント、あるいは社会教育系、生涯学習系で講座等を開催したときに、その自己評価をしたり、サービス提供型のものでは市民満足度調査等で市民に評価に参加してもらおうケースもある。これも単独の所管の中でのサイクルだけでなく、他の所管と共有していくことは、なかなか具体的に難しいところがあると思う。そういうところも考えていく必要があると思う。

【委員長】 No. 1から3の資料を、先一括して説明してもらった。検討は1つずつ進めたい。

まずNo. 1の「マネジメントサイクルから見た情報提供と市民参加手法」は、実は1回つくってもらったのをつくり直してもらったものだ。このマネジメントサイクルに基づいて、市民がどういう段階でどのように参加していけるかを広く周知させる1手段として、市民が見てわかりやすく表すにはどうしたらいいかが最大のテーマで、これもいろいろ工夫して、本当はこの前のものと対比するとよいのだが、これも見た方はわかりにくいと思うかもしれない。もっと工夫すればわかりやすくなると思う。当初版は時間軸でごちゃごちゃと書いてあって非常にわかりにくかったが、実はその方がよかったかと思うのは、マネジメントサイクルということで、サイクルを意識し過ぎているので、確かに概念図としてはこれでいいが、現実の流れは、平成何年の段階はここで、何年度ぐらいにはこうなるという流れで示さないと、見ていく上ではわかりにくいのも現実だ。これだと、どこからどう始まるのか、それをわかっていて見ないと、なかなかわかりにくい。

もう1つ、では、そこまでたどり着くには具体的に市民は何をしたらいいのか、というところをどう示していくかも重要だが、その辺をどう示すのか。もっと細かく言えば、一番大きなことは、これは市民参加条例制定を1つの事業としてつくったが、市のいろいろな事業をこういう形でどこまで共通に表せるのか。他の所管がこれと同じものを他の事業でもつくって市民に示せと言われて、果たしてつくれるか。わかりやすく示してもらえるかどうか。また逆に、市民の側がいろいろ示されたとき、それをどれだけ見るか、それを見て実際に参加につながっていくかどうかということまで考えるとどうなのかな、というのはある。

【委員】 立案からの流れはこれでわかるが、そうではなくて、例えば予算を議会にかけるタイミングはいつかとか、市民がそういうものを知ることができるような資料は出してもらえるのか。

【事務局】 それは、第3回目の委員会資料で出しているが。

【委員】 あれにプラスされた形で。例えば予算要望1つ取っても、どのタイミングで市民が提案していったらいいのかとか、市の仕事の流れはどんな感じで予算が消化されて年間の中で決まっていくのかとか、市民の側からすると全くわからない状態なので、その辺は何かわかりやすく整理してほしいのだが。

【委員長】 例えば予算に関わりそうな提案をしたい場合、いつ頃どんなタイミングでやったらいいか。

【委員】 そうだ。議会も、いつ始まって、いつ終わってというのは、市民が皆わかっているわけではないし、意見をいつまでに言ったらいいか全くわからない。その辺の流れも含めた形で示してもらえれば。

【事務局】 第3回委員会に財政マネジメントサイクルということで、予算編成や補正予算の時期を示した資料を出しているが、それではよくわからないということか。

【委員】 それは出たが、それを含めた全体の市民参加、一年間の市の各所管の流れがあるかなと思う。公園づくりの協働作業では大体年単位で予算は消化するのが基本だが、いろんな流れを明らかに見せてもらう中で、これは3年にわたってもっと長期に取得しようとか意見が出てくると思うので。一番大きいのは情報量の差だ。見せてもらえるものだけがすべてではなく、実は裏に別の情報の流れというのがあったかと思う。市民側の意見を本当に受け取る準備があるのなら、その情報提供を含め、事前の情報提供は非常に難しいと思うが、ある一定の会議とか協働事業の中では示せることが多分あると思う。今日もここまでは出されたが、実はこういうものも、というのが、もしかしたらあるのではないかなと。

【委員長】 一般論として、翌年度の事業に反映させるにはいつ頃までにこういう意見を出さないと間に合わないというのはあると思う。予算を伴うものであれば、各部局の中でいろいろやっていくとか、夏頃には大体来年度のことを考え出すとか、あるだろうから、そうするといつ頃までに言ってくれとか。

【委員】 そうだ。例えば次の年度にかかるものはその前の年度である程度計画がないと予算化されないものがあって、だから1年の流れだけを示されただけでは見えてこないものがあるような気がする。

【事務局】 今、この前段で作った資料をコピーしている。それを見てももらえれば、第3回委員会の資料は1年間の財政マネジメントサイクルなので、事業を例にしてつくるということは……。

【委員長】 評価・見直しまで入れれば決算までは入るので、1年で終わるわけではない。予算を組むところからだと2、3年ぐらいで一通り見ることになるだろうし、実施計画とか基本計画となるともっと長いタイミングのサイクルもある。このマネジメントサイクルの資料はつくろうと思えばつくれる。情報公開、説明責任という点で望ましいことなのかもしれない。しかし、そういう情報を出す行政側の体制がちゃんとあるか。出された情報を市民側が受け止めて、きちんと市民参加につなげていけるのか。そこを考えてほしい。

【委員】 多分、マネジメントサイクルの意義は、行政の意思形成過程の透明性や公平性を下していくことであると考えられる。例えば計画を策定し、実施段階で市民から意見をもらう場合もあるだろうし、計画立案の段階、いわゆる白紙の段階から市民の意見をもらって、参画、協働を織り交ぜる方法もあるだろう。だから、いわゆる計画とか実施とか評価について、そもそも情報公開とか参加の仕方、タイミングというのはケース・バイ・ケースで違うのではないかと考えている。そして、これに固執せず、あくまで一例として行政の意思形成過程の透明性を図るということ、また市民からの意見とか提言を反映させていく、それで行政が市民への説明責任につなげていく、そういったことをわかりやすく、逐条解説等で触れていければいいのではないかと考えている。

【委員】 今までこの委員会で、市がどのように動いているかわからないと参加のしくみを考えられないということで、市で市民参加を進めてきた事業の説明を聞いたが、そろそろパブコメの活用状況や今後導入する市民参加のツールについて話し合っていく中で、いろんな参加のイメージを膨らませていった方がいいの

ではないか。それぞれのサイクルの中で、いろんな制度の中へどのようにこの市民参加が入っていくのかということイメージとして作り、今度つくる条例でどう変えていくことができるかという発想で、幾つかのケースを取り上げてみるということであればできるのではないかと。ケース・バイ・ケースだが、事業計画ごとにこの事業はこういうサイクルを進めて、議論して、どういう参加機会をつくっていく予定だということが最初に出てくると、今までとは随分違うのではないかと。そこに参加の機会がなければ、そこで意見が出るだろうし、またそういう説明責任や透明性のあり方に関して市民が議論するならば、それはそれでいい。

【委員】 先程からの意見は、かなり進んだ市民活動をしている方の意見だと思う。今、市民参加という観点から考えられることは、あまりそういう内容を知らない市民が具体的に参加していけるような市民参加条例をまず第1段階ではつけれないかなと思う。この資料は、第1段階のそういう市民を対象にした条例をつくる上での考え方が非常によく出ていると思う。でも、それを具体的にどう周知するか、広い八王子市で50万市民に対してどのように内容を提供していくか、そのやり方は、疑問点や問題としていろいろ残っているだろうと思う。まずやらねばならないことは、その部分から始めていって、それで市民参加条例がこういうものだというのを広く、日常活動していない人たちに知ってもらい、そんな条例になってほしい。

【委員長】 今、最初に作った資料を追加で配付してもらった。これはこれで流れは非常によくわかるものにはなっている。ただ、これを見てどうか。この条例ができた後、個々の事業についてこれを当てはめてある程度市民側に示すとした場合に、どういう示し方をするかということではあるのだが。

【委員】 2つセットだと、市民には関わりが非常にわかりやすい。

【委員】 市民がこういうことに対して、何か自分の意見を述べたいということに対しては、こういうものが事前に配布されていたり、知らされているわけではない。だから、どういうタイミングでどうしたらいいかなんていうことが果たしてわかるのか、という部分がまず最初に疑問として出てくる。

【委員長】 そこがまさに、こういうものを事前に示すか示さないかなのだが。参加に関してのビギナーと、比較的普段から参加している人の違いがあるのだろうが、やはり入り口がいろいろあると思う。普段から参加している人は、いろいろな情報も入ってくるだろうし、新たな問題提起ということで市の全体のマネジメントサイクルを考えながら、このタイミングでやればこのように生かしていけるかなとか、新しい提案をしていこうという人もいるだろう。逆に、全くそういうものに関わりが無くても、急遽何か身近なところで問題が起きて何かしなければいけないというとき、どこでどう行動を起こしたらいいのかということも、市民側が知っていたらやはり便利だ。そういう意味では、一般のしくみもわかるようにしていく必要はある。

入り口はいろいろあり、普段あまり考えてなかったが急遽そういう問題が起きたから関わろうという人がいつでも関わられるようにしなければいけない。あるいは何かこんな事業をやっているということを知っていて、ではこの機会にやってみようとか関わることでもできなければいけない。あるいはもっと普段から市民参加をやっている、自分たちの活動を生かしていくためには、協働も含めて参加ということをどのようにやっていくか問題提起したいというときの市への関わり方、いろんなケースがあると思う。市民参加条例をつくる

以上、ある程度そんなことを配慮しながらやっていかなければいけない。参加のタイミングをマネジメントサイクルに合わせてある程度何らかの形で知らせていくということになるが、そのことについてどうなのか。

【委員】 まずこのマネジメントサイクルの出し方になるかと思う。行政、市の責務として、マネジメントサイクルの中で示さなければいけないという部分、重要な施策とか事業計画とか、いろんな再開発事業とか、先ほど出た廃プラ問題とか 廃プラは町田市だが、そういったものについて、責務として情報提供しなければいけないというものを、やはり条文で載せていった方がいいかなと考える。

【委員】 市の責務として条文に書くかどうかは別にして、私も賛成だ。ただ、これを全事業について書くのも市にとっては大変なことだろう。例えば行政評価でフォーマットがあるが、基本のフォーマットみたいなもので、マネジメントサイクルのどこでどういう市民参加の機会が確保されるかを埋めていくようなものが作れるといい。評価も書く欄があればいいだろう。例えば基本計画とか事業計画とかいろんな段階の計画があり、今はもう事業計画までできているからだめだと言われても、市民にはそれがどういう段階なのかかわからないと思う。主要な事業については必ず全貌を示して、これまでこのように市民参加をやってきたが、今はこういう段階で、これからこういう機会がある、ということが示せるフォーマットがあれば、それが十分かどうかは別にしても、説明資料として整った状況にはなるかなと。そういうやり方は1つ考えられる。

【委員長】 まさにそれができそうかということ、この資料づくりに苦労した事務局に確認したいが。

【事務局】 将来的に周知させるという部分では、やはりかなり労力を要する。フォーマットをつくるのは、1つの有効な手法になってくるだろうと思う。

【委員長】 それはそれで本当にやってもらえたらいいが、フォーマットでできる部分は相当限られるのではないかと。という本音の部分を知りたい。フォーマットでやるというのは、一般論としてはかなり厳しい。共通様式ゆえに見えてくる部分もあるが、抜け落ちている部分もたくさんあるし、相当無理してやっている。で、何でこんなこと書いたんだというのがいっぱい出てきている。そういう使われない事務事業評価の二の舞をしたくない。そういうものができるのかどうかののだが。

【事務局】 その辺については、まだ具体的な部分まではプロジェクトチームでも検討していない。実効性を持たせるためにはどんな形がいいのかというのは、これから一番重要な課題にもなってくる。

【委員長】 プロジェクトチームのメンバーも各所管から出ているのだから、いろいろなタイプのものを、大体こんな感じになるのかなというようなものをつくってもらって、やっぱりうまくいきそうだとか、あるいはこの辺までは共通のものが示せるけど、やっぱりそうは示せない部分があるから、少し1枚、2枚こういうものを示さなければいけないとか、考えてほしい。あと、どの程度、どの範囲までの事業についてこういうものを示さなければいけないか。例えば徴税事務まで示してもしょうがない。ある程度市民参加が考えられるような範囲なのか。それだけでも相当な数になるので、当面は幾つか例示的に示していくとか。

これは市民側の問題でもあり、役所側の問題でもあるが、何かやるなら全庁一律というのがどうしてもあり、果たしてそれで本当にいいのかということもある。これは実際に条例制定後どのように進めていくかと

いう話なのでこの場で議論することもないが、何らかの形でこういうものがあつた方がいい、と皆さん思っているだろう。ある程度実効性のあるものを、行政側としても考えてもらわなければいけない。その辺を了解してもらうという前提で、とにかくこういうものを、事業が始まる前にどれぐらいの見通しを持って示すか、あるいは事業実施中に、今この段階にあるということを示せるか。このマネジメントサイクルについて、そういう情報をきちんと出してもらうということは、条例の中に盛り込んでほしいと私は思っている。

【委員】 情報を受ける側の立場から、市の広報、ホームページなどで提供するだけでいいのか。今みたいな、いいやり方ができたとしても、それをどうやって市民に情報提供していくのか、というところが非常に大きな問題になってくる。それが基本にないから、例えば今回のフォーラムも、随分チラシを枚数だけは配って案内したが、正直、参加者は少なかった。実際にそのチラシを見ている人は少なかった。そういう意味では反省する部分もあるが、それは、やり方に問題があつたのかもしれない。特に八王子は広いので、そういう広報の方法については、非常に大きなポイントになってくると思う。

【委員長】 そうだ。そこに行きつくと思う。こういうものをつくっても、その部分がしっかりしていなかったら、何のためにやったのかということになる。

資料 1 については、マネジメントサイクルに沿って、ということ自体は前回了解を得ているので、何かこういう具体的なものをある程度示していくことは必要だ、ということで今回補足的に示した。

次に、No. 2 のパブリックコメントについて。八王子市では今まできちんとした制度としてはなかった。個別に実施していて、今回の条例制定に当たっても条例案のパブコメをやるという考え方は当初から事務局から示されていて、資料No. 1 にもそれが入っている。では、どういうパブコメのしくみをつくるかということだ。どこもそれほど大きな違いがあるとは言えず、大体こんな形になってくるのかなと思う。ただし方として、パブコメを単独の条例でつくるわけではなく参加条例の条文に書き込む場合に、どれぐらい、こういうときに必ずやるという書き方をするのか、あるいは市民参加一般でここに示した対象事項が上がっていて、パブコメもそこにかかっていくという書き方になるのかということだ。条文にする段階についてこの委員会詰めるということではなく、明確にその点は示してもらうということでまとめるぐらいになるだろう。

論点になるとすると、適用除外例として上がっているものについてどう考えるかということだ。例えば、西東京、横須賀、三鷹はいずれも金銭徴収に関するものは適用除外にしているが、石狩市は対象にしている。金銭徴収を外すのは、基本的に料金を上げるということには賛成する人の方が少ないに決まっているし、反対意見ばかり集まるということになるだろうからということもあるのだろうが、でも、その際に意見を聞いておくということ自体の意義がないわけではないのかもしれない。この辺をどうするか。

【委員】 要は意思形成過程の透明性とか公平性を図って、市民からの意見とか提言を反映させていくことになると思うが、実際方法としては、各市の傾向を見ると、例えば実施機関が実施する場合の署名の持参とか、あるいは郵便、ファクシミリ、電子メールとか、それが一般的な意見提出方法かなと思う。

三鷹市や横須賀市の条例をざっと見たが、地方自治法第74条1項の、いわゆる議会への直接請求に関して

は適用除外になっている、それはそれでいいのではないか。課税についても、やはり地方税法で縛りが厳しいので、これもやはり適用除外にならざるを得ないと思う。あくまでパブコメの対象というのは、施策とか事業計画、あるいは条例の制定・改廃、教育委員会等の行政委員会なら規則の制定・改廃になるだろうが。そういったものを対象にして、市民から幅広く意見をもらって施策に反映させていくということがいい。

今回は市民参加条例なので、条文ではあくまで手法としてパブコメということを示すだけで、あとは逐条解説で、差し障りなく少し細かく書けばいいと思っている。将来的な方向としては、パブコメについては規則や実施要綱で検討されてもいいのではないか。

【委員】 対象の中で公共施設の建設等に関する基本計画等の策定は3市とも丸になっておらず、吉川、狛江は備考の方に入っている。八王子市としてはぜひ対象としてほしい。

【委員長】 この3市についてはやらないということではなく、別の項目の中に含んでいるのでは。

【事務局】 なるべく広く解釈しているのが実態だと思う。横須賀市職員の話では、条文で義務化しているのはこれだけだが、それに準じてできるものは極力やるようにしていると聞いている。例えば市長が特に必要と認めるものというものを幅広く捉えて、大勢の市民に関係する公共施設整備の場合には取り入れるとか、条例を制定するような自治体は、そういうことは書かなくてもやるのが当然という認識のはずだ。

【委員】 例えば単独の手続条例はつくらず市民参加条例の中にパブコメを位置づけるとなると、もちろんこんなものを列記しているところは多分ない。部分的にできないと思う。市民生活に広く関わる計画を立案する際には公表するという八王子市の方向があるが、でも、これは市の担当所管が必要だと認めてやるわけで、それは市民側の認識とは乖離していることもあり得る。それならば、その辺を担保するものをつくってほしいという意見をこの前は言ったのだが、それはどんな形で条例の中で担保されていくのかよく見えない。パブコメ条例を別につくってもっと細かく規定をするということであれば、また別の話だし。

【委員長】 法的にきちんと根拠づけるということであるが、実は先ほどのマネジメントサイクルの話とも関係してくる。その示し方と、この対象事項というのは重なってくると思う。そこをどう示すか。具体的な文言は別として、ここに対象事項として挙げてあるようなものは、パブコメに限らず、やはり市民が関わっていけるものとして書き込まなければいけない。そういう意味では、条例上パブコメがきちんとやれる、担保するものは必要だ。それを書き込んでもらうということになるか。マネジメントサイクルに沿って、例えば立案、予算、事業、評価はあるが、特に、という形で示すのか、ということになるかもしれないが、ここに挙げてあるようなものは列記する。それにかかるのは、パブコメであるとか、そのほかのいろんな手法がありますよ、というつくりになると思うが、どうだろう。

【委員】 資料2の適用しないものの一番上に、金銭徴収に関するものがあるが、以前、市が霊園管理料やスポーツ施設の使用料など市民が使う施設の料金を、全部増額した。あのときに突然の値上げだということで、市民から大分不満が出た記憶がある。そういう事例が八王子市にある。それを参考に、この金銭に関するものについて適用しない、ということ、八王子市としてはもう一度考えなければいけないのでは。この

前はあらゆる使用料を一遍に上げた。単独に、この使用料だけ1つ上げようというならばいいのだろうが、財政が苦しいとか、受益者負担ということで正当な理由も背景にはあるということは理解しているが、一市民としては、今まで200円で使えたものが何で400円、倍になるんだ、という感情は出てくる。

【委員】 そのことに関しては、パブコメの示し方だと思う。ただ値上げをしたいということだけでは絶対賛成は得られないわけで、なぜそれが必要なのか、それを実施しないとうなる、した場合はこうなるという論点、市民側が判断できるような情報も一緒に提示してもらわないと。その辺の、市民が的確な判断ができる示し方を是非してほしいし、そのことを担保してほしい。

【委員長】 使用料等に関しては、多分審議会があり、その答申を踏まえて議決しているはずで、例えば先ほどの200円が400円になる根拠として、これだけいろんな経費がかかっているの受益者負担してもらう、ということ絶対どこかで示しているはずだが、市民には伝わっていないという問題だ。八王子市だけでなくどこでもそういう状況は起きていると思うが、その問題と、そういうものに対してなぜパブコメを適用するのかしないのかということなのだが。税に関しては、例えば、これはやはり国の法律で決まってしまうと、税そのものの存廃とかというのはだめだが、税率に関しては、これは市の方で変えられるといってもかなり厳しいが、できなくはない。実はそこは、だからこの市税の税率というのは、かける意味が本当はないのかどうかというのは、実質的な意味は私はほとんどないとは思っているが、パブコメになぜかけてはいけないのかというのは、どうなのか。どういう理由だと考えられるか。事務局はどのように考えているか。

【事務局】 かけてはいけないということではないと思う。こういうものは条例案になった段階で云々する問題ではなく、その前段でどれだけ説明をしたり、議論を尽くしたり、理解を求められるかという問題だ。使用料、手数料についても、市では別にそのための検討委員会をつくり、こういう考え方で料金設定をすべきだ、あるいは改定、見直しをすべきだという答申をもらい、それに基づいてこうするという手順は踏んでいる。検討段階で検討していることを十分周知する、あるいはその段階で市民の意見を聞くことが重要なのであって、条文になった段階で、その条文に対してパブコメをやればいいのかというものではないと思う。

【委員長】 そうだ。他の手法と組み合わせて考えなければいけない。パブコメだけ単独で取り出しても、こういう問題に関してはその段階でやっても意味がないので、では、その前の段階のものを担保していかなければいけないということだ。それはパブコメではなく別の手法でということになるのだろうが。

【委員】 まさしくそのとおりだと思う。ただ、行政への認識の薄い一般の市民は、突然、あっ、値段が上がった、なぜ、という感覚だ。やはり市民生活に密着する情報は、事前のPRが必要だと思う。

【委員長】 事前にどれぐらいの意見を聞くかということと言うと、今までは正直なところどこもあまりそれはしていないと思う。いろいろ議論はした、議会でも住民の代表はちゃんと議論しているということにはなったとしても、広く、料金を上げることについてどうですかと聞くということは、まあしていない。それをし出したら、本当に大変なことになってしまうのかもしれない。

【事務局】 もう1つ、事務方としては是非言わせていただきたいのが、立場によって全く意見が違うという

ことだ。日頃よくその施設を使っている人は、公共性とか活動継続性を重視して、かなり意見を出してくるが、全くそういう施設を使わない市民、納税者にとってみれば、「えっ、そんな安く使わせているんですか」「ぜひ見直して、値上げしてください」ということで、そういう方も多数いることも事実だ。

【委員長】 本当はそういう意見も出してもらえばいい。逆にそういう人は意見を出さない。

【事務局】 市には、反対意見、直接影響を受ける方の意見だけが集まってしまう。

【委員】 たまに、何で無料なのかと不思議なものもある。何でお金取らないのという。

【事務局】 平成7年に使用料の検討委員会をつくり、公募委員はいなかったが、第三者である学識者、使用団体、あるいはその他の市民の方も入って検討して、広報で2面・3面見開きで全部使って、こういうふうに見直しをしていきたいということで、検討委員会の結果も出して周知した。でも、料金が上がる時は非常に関心があるが、検討委員会からの提言が出た、また市はこのように考えていくということを知っても、なかなかそのときにはそれほど関心を持ってもらえない。実際に条例として議会にかけて、そして上げるというときになって、身近な問題としてあれっという感じになる。得てしてこういう問題はそういうことではないかと思うので、確かにパブコメという形をとれないことはないが、一般論としてこれに当てはめたらいいのかどうかというのは、大いに議論してもらいたい要素はあるのではないかと。

【委員長】 市民参加条例の中に入れるということもあって、この部分を適用しないという言い方をするのも、書き方として、最後に条文をつくるときにどうなのかという問題もあるだろうが、これはそう簡単に結論が出せない。積極的にやるなどが、やれとかという問題でもないのかもしれない。他のいろんな手法との組み合わせということもあるだろう。

【委員】 先ほど事務局から、条例として決まってしまったものはパブコメをしてもしょうがないというような説明があったが、平成7年に使用料に関して検討委員会を開かれてからかなり年数がたっている。検討委員会ではその時代にふさわしい決まり方をしたと思うが、時代とともに状況が変わってきたときに、見直ししていかなければならない。また検討委員会を開いて、新たにいろんなものを織り込んでいかなければならない、また改定していかなければならないということは大いにあり得ると思う。そう考えたときに、一度決まってしまったものはパブコメは適用しないという考え方では困ったことになるのでは。状況に合わせた条例に変えていかなければならないときには検討していくことを考えてほしい。

【委員長】 事務局は条例になったものをコメントしてもしょうがないと言ったのではなく、条例になる前の段階で、もっと早いうちにやらなければだめだという意味で言ったと思う。だが、後段の部分は全くそのとおりだ。仮に情勢が変わらなくても、何年かして例えば個別の料金改定の話が出てきて、実は前提として平成7年に決めたことがあるので、それに基づいて個別のものの再検討を始める、ということは、アナウンスが必要にはなってくる。そういうこともきちんと担保できるようなしくみにしておかなければいけない。

【委員】 パブコメって何なのか。市の市民参加推進ガイドでは「市民生活に広くかかわる計画等を立案する際に、案を公表し、市民に意見を求め、提出された意見を考慮し、意思決定を行う」となっている。そう

すると、資料 1 でのパブコメの表現はどう考えたらいいか。

【事務局】 網掛け部分全体がパブコメの部分だということを示している。

【委員】 それは1回だけじゃなくて、やりとりがあるのか。

【事務局】 市民参加条例をつくる場合は、ここの1回を考えている。

【委員】 要するにフィードバックを何回もというイメージではないのか。

【事務局】 市民参加条例の場合は何回もとは考えていない。ただ、実際にやっている自治体などでは、第1次パブコメ、第2次パブコメという形でやっているところはあるので、案件によってはそういうことをする必要が出てくるものもあるだろう。

【委員長】 いろいろやり方はある。ただ、本当に何回もやっていったいいのか。回数制限するというのもふさわしくないだろうし、そこもまた非常に難しいところだ。パブコメは最後に1回で決められるぐらい、そこまでの段階で参加をきちんとやってまとめなければいけないということだ。

【委員】 この前のフォーラムで、行政と市民との距離があるという話がちょっと出ていた。市民として、行政との意思疎通が十分でないところも結構あるんだと思う。54万の人口のある市だから、情報提供の仕方もなかなか難しい。小さな市なら、もう少し簡単に直接的に話ができるようになるのかなと思うが。

そういった中でのやり方はよほど深く考えていかないと、市民参加というのは難しいのかなと思う。フォーラムに関しても、うちの方の自治会や老人クラブの役員にも知らせたが、人数が少なかった。何か意識がない。内々では行政に対するいろんな話はいっぱい出ているが、それをどこへコンタクトすればいいのか、どうすればいいのかがわからない。よく見ていない部分もある。

【委員長】 多分、市と市民が一番参加ということを通じて身近になったのは、ごみの有料化をやったときだと思うが、でも本当に、どこまで近づいたか。例えば、有料化でキロ当たり幾らか。まずそれもわかっていない。そもそも、実際キロ当たりにかかる清掃のコストは幾らか。当然皆さんは知らないと思う。実は、有料といってもごく一部しか市民は負担していなくて、ほとんどは税金での形で負担しているわけだが。

これは1つの例だが、市民参加で、協働で一緒にやりましたよということでも、市民はそれほど情報を持っているわけではない。これが現実で、このギャップをどう埋めていくか、これは非常に大きな問題だ。

次に、No. 3の住民投票制度について。先ほどの説明の中で実は一番重要というか、ここで議論するときの大前提として考えなければいけないのは、この我孫子市の図の一番下には「賛否いずれか過半数の結果が投票資格者の3分の1以上の場合、市民投票が成立し」となっていて、その結果について「市長・議長・市民は投票結果を尊重しなければなりません」。投票結果が出たら、それで決まりではない。一般には諮問型の住民投票というのだが、住民投票でやった結果が、それで即その市の最終決定ということにはならない。住民投票については、法的な根拠としてそうっていない。もちろん市民の多数の人たちが、イエスだとかノーだと答えたものについて、その投票結果を最大限尊重するとしても、必ずその結果どおりでなければいけないかということ、そうではない、ということが1つ大前提としてある。

それから、先ほどの意見のように、仮に決めたことでも時代が変わったらどうか。住民投票はコストがかかる。選挙と同じようなものだから、そう頻繁にできない。1回住民投票で決まったことを、その後情勢が変化したかどうかと見ること自体は、実際投票しないとわからないとも言えるが、変わったからもう1回やるのか、どれぐらいたってから変えなければいけないのか、やった翌日に投票し直してもいいのか、そういうことを考え出すと、実はいろいろ論点があって、住民投票というのはまだ制度的にも、運用上非常に難しい点がある制度だ。これは踏まえておかなければいけない。それを前提として、既に各地の自治体ではこういう条例の中に盛り込んで制度化しているということだ。その辺は大事な話だが、具体的に、では住民投票を八王子で、ということはどういうことなのかということを考えながら、少し意見を出してほしい。

【委員】 住民投票というのは伝家の宝刀的なものだと私は思う。投票というのは非常に大変で、投票事務にかかわる職員の経費も当然かかってくるわけで、これは頻繁にできない。いろんなケースがあるかと思うが、基本的に政策として重要で、いろんな政情とか政局とか、ものすごく運動として過熱しているような、言葉は適切かどうかかわからないが非常事態的なものに限られてくるのかなと考えるが。

【委員長】 岩国市や原発の例があるが、住民投票については、国の政策にかかわることを一自治体の住民投票でどこまでかけて住民の判断を問うか、それは当然地域の住民の判断なんだから、それはやるべきだという考え方と、国政に影響を与えるようなものについて自治体の判断だけでストップさせたり、あるいはゴーと言ったりというのがいいのかという議論がある。そういう議論もあるということは紹介しておきたい。

【委員】 一言で住民投票と言うが、八王子で仮に住民投票をやるとなった場合には、八王子市の市民、16歳か18歳になるか知らないが、それがすべて投票資格者になると考えるべきなのか。

【委員長】 そこもいろいろある。

【委員】 行政区域、八王子市でいうと事務所単位がある。そういう事務所単位だけの住民投票をやるとすれば、それはそういう制度のつくり方をすればいいということか。

【委員長】 つくろうと思えばできるだろうが。それも実はあって、もう1つの考え方として、普段着の住民投票という考え方もあって、例えば自分の地域の施設の運営とかでいろいろな考え方があったと。そこで、では住民投票にかけましょうと。ヨーロッパなんかだと、比較的軽い案件について住民投票にかけるといふのがある。住民の意見が割れているものに関して、そういう運営の仕方はあるのだが、ただ、市全体というどうしても重たいものばかりになるし、何かそういう身近な単位の区域があって、できるものがあれば、もっと普段着の住民投票というのは成り立つのかもしれない。では区域というものはあるのかということ、市が考えている区域というものはあるかもしれないが、そこでの住民の要件は今、厳密にはない。

もう1つは、先ほど16歳とか18歳という話があったが、普通の公職選挙法上で行う選挙の有権者と同じような範囲にしているのが普通で、大和市みたいに16歳というのは、ある意味で特別な例なのかもしれない。だから、この市民自治基本条例と言っているものの中でも、投票のところだけは市民投票と言わず、住民投票と言っている場合が多い。市民と言ってしまうと、例えば八王子市民という場合には、住民だけではなく

て、勤めている人とか、働いている人も含めて市民というが、そうすると本当にどこまで選挙人名簿ができるかということもあるし、実はそういう概念を確定するのなかなか難しいこともなくはない。

【委員】 難しいと思う。例えば旧市内東部の大和田町というのは横田基地の飛行コースですね。当然防衛施設庁による防音工事もやっているし、ここで石原都知事が民間飛行場に利用しようと。利便性はよくなるから総論としては賛成できるが、飛行機が増えるとテレビ画面が揺れたり、音がうるさかったり、各論としては反対したい。仮にそれを住民投票にかけようといっても、騒音の影響を受けているのは東部地区のほんの一画だけだ。その場合、住民投票というのは市全体ではなく地域でできるのか。住民投票1つ取ってみても、どう定義づけするか、どういう手法をとるか、これは明文化することすら非常に難しいのかなと。

【委員長】 どちらかということ、非常に大きな話だ。ここに上がっているのも、原発とか産廃、米軍基地とか、市が権限を持っていない。それから、例えば一般廃棄物の清掃工場を新規に八王子でもつくろうとか、あるいは最終処分場を自分たちのところにつくろう、どこの地区にしますかとか。あるいはつくるか、つくらないかということになれば、全市的な話だろうか。

【委員】 多分、総論賛成、各論反対、という結果が出てくるだろう。それを行政がどう斟酌するか。

【委員】 住民投票というのは、本当に最終段階で、市が分割するとか、合併するとか、そういう話でないとなかなか…。四谷の住人と、長池や南大沢方面の住人と、意見が全く違う。そのときに、同じテーマでやったら、関心のレベルがここまでいけないと思う。市議会、市長選挙でもそこまでの投票率がない状況で、3分の1というルールができて、そこまで集まる案件にはならない。ただ、その前にこういう検討委員会ができ、公聴会、説明会があり、それでも終わらなければパブコメを、という順番が多分あって、ただ住民投票は、これだけの大きいまちだからそういうシステムはある形しておくのは大事だと思うが、54万がまとまって何かやりましょうというのは多分起きないだろうし、そこでもめる話であればもっと喧々諤々、それこそ市を2分する話までいってしまうような気がする。一応意見としてはそんな感じで考えている。

【委員】 住民投票のしくみづくりというのはあってもいいと思う。ただ、先ほど出た地域ごとの住民投票、これはその地域ごとに何かがあったときに行われるものではないかなと思う。実際、私の住んでいるところで、まちの名前を決めるときに世帯ごとに投票したことがあって、現在の名前におさまったのだが、ああ、あれが住民投票だったんだと思う。地域ごとの形というのは、各地域でいろんなことで行えるのではないかな。

しかし、八王子で全市を挙げて、例えば市町村合併なども予想されるときに、使っても使わなくても、やはりこういうシステムがあるといいのではないかなと思う。

【委員】 ずっと意見を聞いていて、ちょっと普通の人間の判断がつかない部分のことになるだろうと思う。具体例でいうと、よく署名を集めてどうかという話でも、署名を書くときに、下調べをして知識がある人が書いたのかといたら、そうではなくて、付き合いでいろんな署名が集まってきて、例えば10万人集めたから効力があるといっても、その10万人の中身がどうかということ、内容をわかっていない人、これが成立した結果、実は税金が高くなるとか、どういう予算の流れでお金が出て、どういう効力があるということがわ

からずに、ただ書いてくれと回ってきたから書いた。前に書いてもらったから義理で書いたみたい。そういうことと似通っている部分で、例えば住民投票で票が仮に7割入った、その7割入った票の人が、本当に本質を理解しての7割なのか、単純に値上げは嫌だという7割なのかという判断は絶対つかないと思う。そういう意味で、そこの部分というのは本当に神の領域だなと思う。この市民参加のしくみづくり検討委員会の意義を考えれば、むしろここでこの是非を問うというよりは、これもできると謳うことでいいのでは。これの意義づけを定義したり、これはこういうものだというのをこの場でそんなに詰めたりするというのはちょっと。住民投票制度についての会議ではないので、ここを詰めても結論は出ないのではないかと。

【委員長】 今までの意見をまとめると、住民投票というのは恐らく市民参加の1つの手法ではあったとしても、先ほどのパブコメのように、いろんな段階でできるといようなものとは違うだろうと。ほかの参加手法とは違うということは確実に、皆さん大体共通の理解があるかと思う。あとは、どの程度これについて条例の中に謳い込むのか、謳い込まないのか。謳い込んだとしたらどういう形にするのか。細かく言えば、例えば投票者の要件までというのは、恐らくここの場だけでは決められないだろう。相当これは議論を重ねなければいけないので、細部の設計というのは少なくともできる話ではないと。それ以前に、この住民投票制度自体をどういうものとするか、どう意義づけていくかというのもいろいろあって、今回、もし予定どおりのスケジュールで検討するとすれば、恐らくなかなか難しいと思う、説明の仕方としては。ただ、しくみとしては非常に重要なので、住民投票のあり方について何らかの制度を、この参加条例の中で直接決めるというわけではなくて、多くの場合は住民投票条例を別個につくっていますので、同じような形で将来的な課題とするのか、あるいは検討課題ということで条例の中へ謳い込むのかという形になるのか、それとも住民投票制度自体は制度として条例の中に入れて、いつでもやれるようにするのか。ただ、当面はすぐそういう案件があるわけではないけれども、というふうにするのかということだ。

【委員】 今まで住民投票が行われて例を見ても、本当に世論を二分するような問題について行うわけで、そうすると、そこで投票する市民の意識がすごく問われることだと思う。頼まれたから賛成する、反対するというのではなくて、一大事で、世論を二分しているような案件だからこそ、そこで議論が高まって、賛成意見、反対意見がいっぱい出ていく中で市民一人一人が考える、その過程がすごく大事だ。その案件に関心を持ち、自分はどちらなのかと考える過程もすごく重要だと思う。頼まれて書くからどうだということを書いてしまったら、それこそ選挙もそうだし、もうすべてそういうふうなもので見てしまうことになる。これからのまちづくりの中で、市民参加する市民が主権者であるという自覚を持つということが何より大事だと思う。住民投票に関しても、市民参加条例というからには外せないことなのではないか。

【委員長】 外せないというとき、どの程度の入込み方をするか、恐らくそういうところだと思う。

【委員】 逆に言うと、例えば町会レベルでアンケートをとる。先ほどのまちの名前を決める、それが一歩間違えると投票になってしまう。投票でやるのか、アンケートでやるのかというレベル、その辺の差が明確になっていないとこんがらがってしまうのかなと。アンケート的な要素で集めた、100人の町会で集めた問

題、それも一応住民投票にはなる。ただ、結果的には25万しか集まらなくても54万人でやった場合、委員長が言われたように、住民投票をやったからそのまま決定ではない。あくまでも参考として、ただいろんな問題で一応検討されるんだろうと。その辺というのは一応確認をしておきたい。

【委員長】 恐らく、先ほど町会の単位でやったというのは、住民投票的なアンケートと言っていいのか、ということだろう。それはやはり顔の見える範囲内で、お互いの信頼関係のもとにやっているわけだから、不正なことをやるとかそういうことはなく、みんなでやって、その結果を尊重して、やっぱり一番票が多かったものに決めよう、ということになったと思う。同じやり方を市全体でやってもいいが、ただ、やはり50万人で本当に信頼関係を持ってやれるかという、全市にかかわるといのは本当に大問題をやるわけだから、そういうわけにいかないだろう。何らかの法的な根拠が必要にだが、最終的な法律上の根拠がない。だから条例でやる。地方分権時代、条例も法であって、これによって根拠づけるということでもいいんだという考え方はあるが、そこはちょっとまだはっきりしていないところではある。

【委員】 先ほどの意見で何を話したかったかという、構造上としてそういうものはあると認めてしまうとすべて根底からひっくり返るとい部分はあるのだが、やはり物事をありのままに見るといことであれば、そういう構造はあると。その構造の上に立って、今、考えることは、住民投票を行うときというのは、市民参加のしくみという枠よりもっと何か飛び抜けた、もう市民活動として行政と手を組んで何か新しいものをつくっていくという行政の方向の中で、市民に暮らしやすいまちをつくっていくという枠を、何かすごく図抜けた部分がある。だから、もしやるなら、まちの名前はどうか、本当に利用者からのアンケートをとるとい形の中で、という方向だったら、市民参加のしくみづくりになじむのかなと。

【委員長】 枠を超えるという、まさに、多分今までここで議論していることからいくと、住民投票は枠を超えると思う。というのは、ここで前提としているのは、あくまでもここでの市民参加というのは、行政に対する参加だけだ。住民投票となると、行政に対する参加の枠を超えている。私は、どちらかという枠を超えてもいいというか、行政だけの市民参加と考える必要はないと思っているので、枠を超えているとは思っていないのだが。またもう1つは、しくみとしてこの住民投票を全体の市民参加の中に位置づけていくときに、私はむしろ、この議論についてどの辺まで今の段階で言えるのかという問題の方が重要かなと思っている。住民投票は市民参加の1つの手法ではあるけども、場合によっては枠を超える存在かもしれない。その辺がちょっと異質なので、実は事務局としてはやりたくないと思っている。そういう位置づけだ。

ただ、私自身は、即何かできるような形まで持っていくのは、議論としてまだ詰めていないので無理にしても、やはりこの市民参加の中にきちんと位置づけておく必要はあると思っている。ただ位置づけ方として、我孫子市のような手続きみたいのところまで入れて完全なものにするのか。それとも、別途住民投票については条例で定めるというような形で、まさに重要な課題について扱う住民投票だからこそ、さらに議論を重ねてしくみをつくらなければいけないという意味で、将来的な課題として入れるのか。条例にそこまで書かないけれども、精神としては、この条例の前提としては住民投票ということについて今後考えていく。例えば、

前回は話したような第三者機関的なものを設けて、市民参加の進捗度をきちんと見ていく中で、もう1つそこでの課題として、住民投票をもう少し精査して、将来的な課題、きちんとした制度として入れていくときには、手続的なものも含めて、そこで検討してみたらどうかというようなことを我々の委員会としては提言するのか。大雑把に言うと、その3つぐらいの対応方法があるかなとイメージとしては持っている。

【委員】 例えば、テーマごとにその都度条例を制定して実施するという住民投票もあるので、今回の条例に入れなかった場合にも、住民投票というのはできるのか。

【委員長】 できることはできる。

【委員】 常設型の中に、基本条例型と単独型があるが、今、市民参加条例の中に位置づけるとなると、この基本条例型ということに入ってくると思う。

【委員長】 型としてはそうだ。

【委員】 例えば単独型と、個別でテーマごとの差というのはどういうふうに。

【委員長】 テーマごとというか、常設型でも基本条例に定めて、さらに住民投票条例を単独でつくっているというのもあり、その辺の差というのは、実はそれほど大きくはない。

【事務局】 基本条例型は、実際にやるとすると、改めてそのやるための条例をつくるという、西東京市はそういうしくみになっている。

【委員長】 その場合は個別型の方でという話になるわけだ。その都度ということで。

【事務局】 そうだ。その都度個別型をやるということを参加条例に条文で謳っている。多摩市もそうだ。

【委員】 ただ、多摩市は第5章で条例をつくることにはなっているが、発議・請求の手続、要するに、住民側から何分の1以上、あるいは人員もそうですが、その手続はあらかじめ決められているということか。

【委員長】 もうちょっと細かく分けると、いろいろタイプは分かれるのかもしれないが。

【委員】 ここに書いてある個別型というのは、実際には首長提案か。

【委員長】 住民側からも条例制定の要求はできる。いろんな事例がある。

【委員】 その場合住民側が請求できるという手続が決まっていない段階でやるので、それは直接請求か。

【委員長】 直接請求だ。

【委員】 やはりあるべきだということには賛成だ。これは謳わなければいけないが、最終的には乱発すべきものではないという部分をどう盛り込むかということからいけば、乱発するべきではない理由を真剣に議論することなのかなと思う。それとも乱発してもいいぐらいの低コストで、小さい地域でだったらどんどんやってくださいというふうにするのか。それも1つだが、大きい意味ではあまり乱発してはいけないと思う。

【委員長】 例えば、我孫子市のような手続があると乱発はできないが、案件もあるのかというのはある。

【委員】 ただ、もし条例の中にこういう制度があるということになれば、ここに書いてあるじゃないかと。

【委員長】 それはそうだろう。

【委員】 だから例えばこういうハードルがある、こういう意味であればやるが、このことではこうだと....

【委員長】 それは考え方でどこまで示せるか。条例の中ではやはり手続でしか示せないと思う。我々の考え方としてこうだという方向性は示せると思うが、他の参加のしくみほど軽々に行われるべきではないとか、コストがかかるという理由かもしれないが、それはやはり最後は手続に落として言うしかないと思う。

【委員】 例えば市長が緊急かつ最重要課題について市民に住民投票をする、そんな言い回しがいいと思う。

【委員】 私も住民投票を入れてもらいたいと思う。その場合、手続の細かいところまでは入らないにしても、市長あるいは議会だけでなく、やはり市民発議というのも当然必要になってくる。乱発はもちろん困るが、一人二人の意見で住民投票なんてことはあり得ない。そうなると、ある程度どんな条件のもとにやるのかという手続部分のところも触れざるを得ない。

【委員長】 報告書の出し方にも関わってくるが、住民投票に関しては、しくみとしては必要になるだろうと。その手続的な詰めまではこの場でできないだろうということもあると思う。その場合に、手続だから後は役所にお任せかということ、きちんとした検討をしないと決められないと思う。年齢も今まで当たり前だった20歳ではなくて18歳とか16歳というものが出てくる中で、では八王子はどうするか、これは相当大きな話になる。そこまでを盛り込むようなものを今回我々が報告書として出せるかということ、仮にあと1、2か月で出したら完全に拙速だ。本当にいい意味での住民投票の制度ではなく、周りがやっているから重要だろうというだけでつくったということになりかねない。これはもっときちんと市の方で検討してもらわなければいけない。だからと言って、今回の条例とは関係ありませんとすっぱり落とすのはいかなものかとも考えている。その折り返いを最終的に、条例の形ではどうするかは別として、提言の中ではきちんと住民投票は位置づけていくということにしたい。条例の中でも、それをどういう形にしたらよいかだ。

ある程度考え方をまとめていくときに、報告書のたたき台的なものを示して、またそれに皆さんから意見をもらってまとめることになる。実際、原案の書き方によってもまた印象が違って来るだろうから、そこでまたまとめさせてもらって、意見をもらって、ということによいか。（一同了承）

では、本日は重要な点なので、パブリックコメントと住民投票について一通り議論したが、これですべて決定というわけではなくて、とりあえずこれで仮の確定ということになるかと思う。

次回、論点整理 と、 について見ていきたい。そろそろ最終的な取りまとめをイメージしていかなければいけない。これまで議論してきたことを踏まえる形でどういう報告書になるか、まず骨子的なものを次回出したいと思っている。26日に議員との意見交換があるので、その前にある程度こんな形になりそうだという骨組みを示して、7月は少し厳しいが1日にたたき台的なものを出して、15日に確定できれば理想的だ。何とかそうしたい。

3 事務連絡

4 閉会

以 上